

令和元年
6月定例会提案議案概要
5月27日送付

18議案

- ・専決処分 3議案
- ・補正予算 3議案
- ・条例 7議案
- ・その他議案 5議案

専決処分予算関係

■平成31年3月31日付専決

議案第56号 専決処分事項の承認を求めることについて（専決第1号）

平成30年度長浜市一般会計補正予算（第14号）

【内容】

歳入 特別交付税、各種交付金等の額の確定による補正

歳出 地域福祉基金、教育施設整備基金及び公共施設等保全整備基金の積立額の補正

※予算総額を1,955,897千円増額

専決処分条例関係

■平成31年3月31日付専決

議案第57号 専決処分事項の承認を求めることについて（専決第2号）-税務課-

長浜市税条例の一部改正

地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布されたことから、本市条例の一部を改正したものです。

【主な改正内容】

(1)個人市民税に関する事項

・住宅借入金特別控除に係る控除期間を10年から13年に延長

（令和2年末までの取得で消費税率10%適用されるものに限る。）

(2)地方税法の改正に伴う引用条項の整備

【施行日】平成31年4月1日

議案第58号 専決処分事項の承認を求めることについて（専決第3号）-税務課-

長浜市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正

過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令については、過疎地域の固定資産税の課税免除の対象となる固定資産の取得期間が令和3年3月31日までとされたため、期間を延長したものです。

【改正内容】

・適用期間 現行：平成29年4月1日から平成31年3月31日まで

改正後：平成31年4月1日から令和3年3月31日まで

【施行日】平成31年4月1日

補正予算関係

議案第59号 令和元年度長浜市一般会計補正予算（第2号）

議案第60号 令和元年度長浜市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第61号 令和元年度長浜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

条例関係

所管課	内 容				
産業文化交流拠点整備室	<p>議案第 62 号 長浜市ながはま文化福祉プラザ条例の制定について</p> <p>誰もが、学び、活動し、多様な人同士がつながりあえる機会と場の提供、地域を担う人材の育成や、市民の主体的な活動を支援し、文化・福祉・産業の協働による、新たな地域社会と文化の創造につなげ、持続可能な地域社会づくりを推進することを目的に「ながはま文化福祉プラザ」を設置するため、条例を制定するものです。</p> <p>(1) 名 称 ながはま文化福祉プラザ</p> <p>(2) 位 置 長浜市高田町 12 番 34 号</p> <p>(3) 事業内容 ①新たな地域社会・文化の創造に関する事業 ②地域の担い手となる人材、団体の育成に関する事業 ③地域内外の多様な人同士がつながりあえる機会と場の提供に関する事業 ④構成施設等（長浜図書館、長浜まちづくりセンター、長浜市地域福祉センター、ながはま市民協働センター）の各条例・規則に規定する事業 ⑤その他設置の目的を達成するために必要な事業</p> <p>(4) 開館時間 午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分まで （駐車場は、24 時間利用可能）</p> <p>(5) 休館日 火曜日、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで （駐車場は、無休）</p> <p>(6) 使用料 広場 1 日 1 ㎡あたり 20 円（税抜） 駐車場 1 時間 95 円（税抜）</p> <p>(7) 管理運営 指定管理者による管理も可とする。</p> <p>【施行日】規則で定める日</p>				
税務課	<p>議案第 63 号 長浜市税条例等の一部改正について</p> <p>地方税法等の一部を改正する法律が平成 31 年 3 月 29 日に公布されたことから、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p>【主な改正内容】</p> <p>(1) 個人市民税に関する事項 ・ 単身児童扶養者（児童扶養手当受給者で未婚の父母のうち所得金額が 135 万円以下の者）の個人市民税を非課税とするもの</p> <p>(2) 軽自動車税に関する事項 ・ 消費税率引上げによる需要平準化のため、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の規定の新設 三輪以上の軽自動車について、税率 1% 減とする臨時低軽減の規定を令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までの間の措置するもの</p> <table border="1" data-bbox="496 2011 1426 2114"> <thead> <tr> <th data-bbox="496 2011 962 2063">現行税率（※未施行）</th> <th data-bbox="962 2011 1426 2063">臨時的軽減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="496 2063 962 2114">非課税</td> <td data-bbox="962 2063 1426 2114">非課税</td> </tr> </tbody> </table>	現行税率（※未施行）	臨時的軽減	非課税	非課税
現行税率（※未施行）	臨時的軽減				
非課税	非課税				

		1.0%	非課税																																																																																																																															
		2.0%	1.0%																																																																																																																															
	【施行日】 (1)：令和3年1月1日 (2)：令和元年10月1日																																																																																																																																	
下水道総務課	議案第64号 長浜市公共下水道使用料条例の一部改正について 企業会計として適正な会計処理、課税申告事務の実施と、例規の一本化による一体的な運用を図るため、本市条例の一部を改正するものです。 【主な改正内容】 (1)基本料金及び超過料金の合計額に「100分の108を乗じて得た額」とする消費税表記から「消費税及び地方消費税を別途加算した額」に変更 (2)消費税加算後の端数処理を10円未満切捨てから1円未満切捨てに変更 (3)当該条例に農業集落排水処理施設の使用料に係る規定を追加し、農業集落排水処理施設条例から使用料に係る規定を削除 【施行日】 令和元年10月1日																																																																																																																																	
生涯学習文化課	議案第65号 長浜市立図書館条例の一部改正について 市民サービスの向上と効果的で効率的な図書館運営を図るため、休館日及び開館時間について見直すとともに、長浜図書館がながはま文化福祉プラザ内へ移転することに伴い、本市条例の一部を改正するものです。 【主な改正内容】 (1)休館日の改正																																																																																																																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="7">改正前（現行）</th> </tr> <tr> <th>日</th> <th>月</th> <th>火</th> <th>水</th> <th>木</th> <th>金</th> <th>土 休日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長浜</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>浅井</td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>びわ</td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>虎姫</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>湖北</td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>高月</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		改正前（現行）							日	月	火	水	木	金	土 休日	長浜				○	●			浅井			●	●				びわ			●	○				虎姫				●	●		●	湖北			●	●			●	高月				○	●				<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="8">改正後</th> </tr> <tr> <th>日</th> <th>月</th> <th>火</th> <th>水</th> <th>木</th> <th>金</th> <th>土</th> <th>休日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	改正後								日	月	火	水	木	金	土	休日			●		○					●	●		○					●	●		○					●	●		○					●	●		○					●	●		○			
	改正前（現行）																																																																																																																																	
	日	月	火	水	木	金	土 休日																																																																																																																											
長浜				○	●																																																																																																																													
浅井			●	●																																																																																																																														
びわ			●	○																																																																																																																														
虎姫				●	●		●																																																																																																																											
湖北			●	●			●																																																																																																																											
高月				○	●																																																																																																																													
改正後																																																																																																																																		
日	月	火	水	木	金	土	休日																																																																																																																											
		●		○																																																																																																																														
	●	●		○																																																																																																																														
	●	●		○																																																																																																																														
	●	●		○																																																																																																																														
	●	●		○																																																																																																																														
	●	●		○																																																																																																																														
	●：休館 ○：毎月最終週のみ休館																																																																																																																																	
	(2)開館時間の改正																																																																																																																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正前（現行）</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長浜</td> <td>午前10時から午後7時まで 土日・休日は午前9時から午後6時まで</td> <td>午前10時から午後8時まで 土日・休日は午前10時から午後6時まで</td> </tr> <tr> <td>びわ</td> <td>午前10時から午後6時まで 金曜日は午前10時から午後8時まで</td> <td rowspan="2">午前10時から午後6時まで</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>午前10時から午後6時まで</td> </tr> </tbody> </table>		改正前（現行）	改正後	長浜	午前10時から午後7時まで 土日・休日は午前9時から午後6時まで	午前10時から午後8時まで 土日・休日は午前10時から午後6時まで	びわ	午前10時から午後6時まで 金曜日は午前10時から午後8時まで	午前10時から午後6時まで	上記以外	午前10時から午後6時まで																																																																																																																						
	改正前（現行）	改正後																																																																																																																																
長浜	午前10時から午後7時まで 土日・休日は午前9時から午後6時まで	午前10時から午後8時まで 土日・休日は午前10時から午後6時まで																																																																																																																																
びわ	午前10時から午後6時まで 金曜日は午前10時から午後8時まで	午前10時から午後6時まで																																																																																																																																
上記以外	午前10時から午後6時まで																																																																																																																																	

	(3)位置の改正																					
	改正前（現行）	改正後																				
長浜	長浜市朝日町18番5号	長浜市高田町12番34号																				
	【施行日】(1)、(2)：令和元年10月1日 (3)：規則で定める日																					
スポーツ振興課	<p>議案第66号 長浜市民スポーツ施設条例の一部改正について</p> <p>滋賀県開催の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の柔道会場及び地域のスポーツ拠点となる総合体育館として整備している（仮称）北部地域総合体育館の名称等を定めるとともに、体育館の利用率の向上を図るため、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p>【主な改正内容】</p> <p>(1)（仮称）北部地域総合体育館の整備に伴う改正</p> <p>(ア)名 称 長浜伊香ツインアリーナ</p> <p>(イ)位 置 長浜市木之本町西山183番地3</p> <p>(ウ)利 用 時 間 午前9時から午後9時30分まで</p> <p>(エ)休 業 日 12月29日から翌年1月3日まで</p> <p>(オ)使用料（税抜）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>◇新施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料(円/時間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アリーナA (増築体育館)</td> <td>1,860円</td> </tr> <tr> <td>アリーナB (既存体育館)</td> <td>930円</td> </tr> <tr> <td>多目的室A</td> <td>280円</td> </tr> <tr> <td>多目的室B</td> <td>280円</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>95円</td> </tr> <tr> <td>トレーニング室</td> <td>1人1回 470円</td> </tr> </tbody> </table> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>◇現施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料(円/時間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アリーナ</td> <td>560円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和元年10月1日施行</p> </td> </tr> </table> <p>(2)体育館の利用率向上に向けた改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長浜市民体育館で施行している体育館の個人使用を市内11体育館全てに拡げる。 <p>1人1回 95円（税抜） ※2時間を限度</p> <p>【施行日】令和2年4月1日</p>		<p>◇新施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料(円/時間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アリーナA (増築体育館)</td> <td>1,860円</td> </tr> <tr> <td>アリーナB (既存体育館)</td> <td>930円</td> </tr> <tr> <td>多目的室A</td> <td>280円</td> </tr> <tr> <td>多目的室B</td> <td>280円</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>95円</td> </tr> <tr> <td>トレーニング室</td> <td>1人1回 470円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料(円/時間)	アリーナA (増築体育館)	1,860円	アリーナB (既存体育館)	930円	多目的室A	280円	多目的室B	280円	会議室	95円	トレーニング室	1人1回 470円	<p>◇現施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料(円/時間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アリーナ</td> <td>560円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和元年10月1日施行</p>	区分	使用料(円/時間)	アリーナ	560円
<p>◇新施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料(円/時間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アリーナA (増築体育館)</td> <td>1,860円</td> </tr> <tr> <td>アリーナB (既存体育館)</td> <td>930円</td> </tr> <tr> <td>多目的室A</td> <td>280円</td> </tr> <tr> <td>多目的室B</td> <td>280円</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>95円</td> </tr> <tr> <td>トレーニング室</td> <td>1人1回 470円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料(円/時間)	アリーナA (増築体育館)	1,860円	アリーナB (既存体育館)	930円	多目的室A	280円	多目的室B	280円	会議室	95円	トレーニング室	1人1回 470円	<p>◇現施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料(円/時間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アリーナ</td> <td>560円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和元年10月1日施行</p>	区分	使用料(円/時間)	アリーナ	560円			
区分	使用料(円/時間)																					
アリーナA (増築体育館)	1,860円																					
アリーナB (既存体育館)	930円																					
多目的室A	280円																					
多目的室B	280円																					
会議室	95円																					
トレーニング室	1人1回 470円																					
区分	使用料(円/時間)																					
アリーナ	560円																					
市民活躍課	<p>議案第67号 長浜市市民活動センター条例の一部改正について</p> <p>長浜市民活動センターがながはま文化福祉プラザ内へ移転し、地域づくり協議会を始めとした市民活動の総合的支援及び市民まちづくりセンターを核とした協働のまちづくりを推進するため、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p>【主な改正内容】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正前（現行）</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>題名</td> <td>長浜市市民活動センター条例</td> <td>長浜市市民協働センター条例</td> </tr> </tbody> </table>			改正前（現行）	改正後	題名	長浜市市民活動センター条例	長浜市市民協働センター条例														
	改正前（現行）	改正後																				
題名	長浜市市民活動センター条例	長浜市市民協働センター条例																				

	名称	ながはま市民活動センター 長浜市八幡東町 632 番地	ながはま市民協働センター 長浜市高田町 12 番 34 号																																																																					
	位置	ながはま市民活動センター 北部サテライトセンター	ながはま市民協働センター 北部サテライトセンター																																																																					
【施行日】規則で定める日																																																																								
市民活躍課	<p>議案第 68 号 長浜市市民まちづくりセンター条例の一部改正について</p> <p>長浜まちづくりセンターがながはま文化福祉プラザ内へ移転することに伴い、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p>【主な改正内容】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正前（現行）</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>位置</td> <td>長浜市高田町 10 番 51 号</td> <td>長浜市高田町 12 番 34 号</td> </tr> <tr> <td>休館日</td> <td>月曜日、毎月 1・3 日曜日、休日、 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで</td> <td>火曜日、 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>使用料（税抜）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">◇新施設</th> <th colspan="2">◇現施設</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>使用料(円/時間)</th> <th>区分</th> <th>使用料(円/時間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的ホール A</td> <td>280 円</td> <td>ホール</td> <td>280 円</td> </tr> <tr> <td>多目的ホール B</td> <td>280 円</td> <td>会議室</td> <td>95 円</td> </tr> <tr> <td>会議室 1 A</td> <td>95 円</td> <td>1 号室</td> <td>190 円</td> </tr> <tr> <td>会議室 1 B</td> <td>190 円</td> <td>2 号室</td> <td>190 円</td> </tr> <tr> <td>会議室 1 C</td> <td>190 円</td> <td>3・4 号室</td> <td>190 円</td> </tr> <tr> <td>会議室 2 A</td> <td>95 円</td> <td>5 号室</td> <td>95 円</td> </tr> <tr> <td>会議室 2 B</td> <td>95 円</td> <td>調理講習室</td> <td>280 円</td> </tr> <tr> <td>会議室 2 C</td> <td>95 円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>190 円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工作室</td> <td>190 円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>音楽室</td> <td>95 円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>音楽演劇活動室</td> <td>190 円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>280 円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和元年 10 月 1 日施行</p> <p>【施行日】規則で定める日</p>				改正前（現行）	改正後	位置	長浜市高田町 10 番 51 号	長浜市高田町 12 番 34 号	休館日	月曜日、毎月 1・3 日曜日、休日、 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで	火曜日、 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで	◇新施設		◇現施設		区分	使用料(円/時間)	区分	使用料(円/時間)	多目的ホール A	280 円	ホール	280 円	多目的ホール B	280 円	会議室	95 円	会議室 1 A	95 円	1 号室	190 円	会議室 1 B	190 円	2 号室	190 円	会議室 1 C	190 円	3・4 号室	190 円	会議室 2 A	95 円	5 号室	95 円	会議室 2 B	95 円	調理講習室	280 円	会議室 2 C	95 円			和室	190 円			工作室	190 円			音楽室	95 円			音楽演劇活動室	190 円			調理室	280 円		
	改正前（現行）	改正後																																																																						
位置	長浜市高田町 10 番 51 号	長浜市高田町 12 番 34 号																																																																						
休館日	月曜日、毎月 1・3 日曜日、休日、 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで	火曜日、 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで																																																																						
◇新施設		◇現施設																																																																						
区分	使用料(円/時間)	区分	使用料(円/時間)																																																																					
多目的ホール A	280 円	ホール	280 円																																																																					
多目的ホール B	280 円	会議室	95 円																																																																					
会議室 1 A	95 円	1 号室	190 円																																																																					
会議室 1 B	190 円	2 号室	190 円																																																																					
会議室 1 C	190 円	3・4 号室	190 円																																																																					
会議室 2 A	95 円	5 号室	95 円																																																																					
会議室 2 B	95 円	調理講習室	280 円																																																																					
会議室 2 C	95 円																																																																							
和室	190 円																																																																							
工作室	190 円																																																																							
音楽室	95 円																																																																							
音楽演劇活動室	190 円																																																																							
調理室	280 円																																																																							

その他の事件関係

所管課	内容
契約検査課 (防災危機 管理局)	<p>議案第 69 号 財産の取得について</p> <p>目的 : 消防ポンプ自動車の購入</p> <p>財産の種類等 : 消防ポンプ自動車 2 台</p> <p>契約方法 : 指名競争入札</p> <p>契約金額 : 32,650,000 円</p>

	<p>契約の相手方：長浜市宮前町 4 番 15 号 近江自動車工業株式会社 代表取締役 曾我 勝</p>
社会福祉課	<p>議案第 70 号 長浜市地域福祉センターの指定管理者の指定について</p> <p>地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものです。</p> <p>公の施設の名称：長浜市地域福祉センター 指定管理者の名称等： 長浜市湖北町速水 2745 番地 社会福祉法人長浜市社会福祉協議会 会長 富永 喜久男</p> <p>指定期間：長浜市地域福祉センター条例の施行の日から令和 4 年 3 月 31 日まで</p>
市民活躍課	<p>議案第 71 号 余呉まちづくりセンターの指定管理者の指定について</p> <p>地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものです。</p> <p>公の施設の名称：余呉まちづくりセンター 指定管理者の名称等： 長浜市余呉町中之郷 1158 番地 余呉地域づくり協議会 会長 是洞 尚武</p> <p>指定期間：令和元年 10 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで</p>
市民活躍課	<p>議案第 72 号 指定管理者の指定に係る議決事項の一部変更について</p> <p>地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、平成 26 年議案第 136 号で議決を得て指定した高月まちづくりセンターの指定管理者の指定に係る議決事項を変更することについて、議会の議決を求めるものです。</p> <p>【変更事項】</p> <p>・指定期間の変更 変更前：平成 27 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで 変更後：平成 27 年 4 月 1 日から令和元年 9 月 30 日まで</p>
道路河川課	<p>議案第 73 号 市道の路線の廃止について</p> <p>道路法第 10 条第 3 項の規定に基づき、市道の路線を廃止することにつき、議会の議決を求めるものです。</p> <p>廃止路線 1 路線 高田東東西 2 号線</p>

報告関係

- ・繰越明許費の繰越しについて（報告）

- ・予算の繰越しについて（報告） -病院事業-

- ・予算の繰越しについて（報告） -公共下水道事業-

- ・市長の指定専決

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく指定専決処分の報告

損害賠償の額を定めることについて 4 件

内訳：公用車による物損事故（2 件）

公用車による人身事故（1 件）

施設の管理瑕疵による物損事故（1 件）

- ・債権の放棄について（報告）

放棄件数及び金額：健康福祉部子育て支援課 2 件 28,500 円

都市建設部建築住宅課 3 件 2,456,304 円

教育委員会事務局幼児課 4 件 8,100 円

- ・平成 30 年度診療費等債権の放棄について（報告） -病院事業-

放棄件数及び金額：長浜病院 264 件 6,961,554 円 湖北病院 15 件 260,219 円

第56号 平成30年度長浜市一般会計補正予算(第14号)[専決処分]の概要

一般会計

(単位:千円)

区 分	予 算 額	財 源 内 訳			
		国県支出金	市債	その他	一 般
現計予算額	56,756,874	10,488,925	3,697,200	3,716,658	38,854,091
3月補正予算額(第14号)	1,955,897				1,955,897
補正後予算額	58,712,771	10,488,925	3,697,200	3,716,658	40,809,988

1. 決算見込みによる予算整理

1,955,897

○地域福祉基金積立金	800,000
○教育施設整備基金積立金	600,000
○公共施設等保全整備基金積立金	555,897

2. 特別交付税等の額の確定

<歳入>

○特別交付税	1,745,746
○各種交付金等	210,151

地方消費税交付金、自動車取得税交付金、株式等譲渡所得割交付金等

第59号 令和元年度長浜市一般会計補正予算(第2号)の概要

一般会計

(単位:千円)

区 分	予 算 額	財 源 内 訳			
		国県支出金	市債	その他	一 般
現計予算額	52,629,804	10,872,265	2,124,100	3,790,440	35,842,999
6月補正予算額(第2号)	975,588	343,139	476,400	150,565	5,484 財政調整基金:5,484
補正後予算額	53,605,392	11,215,404	2,600,500	3,941,005	35,848,483

1. 補助採択等によるもの

969,724

○都市ブランド力向上事業	「関係人口創出・拡大事業」モデル事業及び財源更正	2,237【国:5,000】 【基金:▲2,763】
○まちづくり支援事業	コミュニティ団体への助成(4団体)	8,500【助成金:8,500】
○社会教育諸経費	ユネスコ「世界の記憶」登録記念雨森芳洲発信事業負担金	2,000【助成金:2,000】
○文化財保護普及事業	「丹生谷文化財フェスタ」開催費負担金	800【助成金:800】
○指定文化財等保存整備事業	慶雲館本館玄関等修理工事、指定文化財保存修理補助金	17,585【国:6,700】
○ひとり親家庭支援事業	未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金	2,030【国:2,030】
○観光振興事務経費	地域観光経済循環分析事業	1,500【助成金:1,500】
○米政策支援事業	経営所得安定対策推進事業補助金の追加	1,242【県:1,242】
○経営体育成基盤整備事業	農業水利施設の再整備に係る測量設計	15,000【県:15,000】
○かんがい排水事業	かんがい排水施設の機能保全に係る測量設計	45,000【県:45,000】
○雪寒対策費	除雪車両購入	20,000【国:10,923】
○消防施設整備事業	耐震性貯水槽整備工事(2箇所)及び財源更正	24,000【国:10,972】 【市債:33,300】
○小学校校舎等維持管理経費	小学校トイレ洋式化改修(4校)	284,000【国:77,155】 【市債:152,000】 【基金:54,845】
○中学校校舎等維持管理経費	中学校トイレ洋式化改修(6校)	540,000【国:147,774】 【市債:291,100】 【基金:101,126】
○認定こども園管理費	子ども子育て支援システム改修	5,830【県:5,830】
※地方創生推進交付金	事業採択による財源更正 (都市ブランド力向上事業) (移住促進事業) (林業6次産業化推進事業) (宿泊・滞在型観光推進事業)	0【国:15,513】 【基金:▲15,513】
※日本スポーツ振興センター助成金	事業採択による財源更正 (スポーツ施設整備事業)	0【助成金:4,800】 【基金:▲4,800】

2. 年度内に新たに予算措置が必要となったもの	5,864
--------------------------------	--------------

○自治会活動振興事業	木之本自治会栄町集会所解体工事	3,000
○市民まちづくりセンター管理運営事業	高月まちづくりセンターの改修に伴う指定管理料の減額及び管理運営委託の追加、余呉まちづくりセンター指定管理料の追加	2,063【その他:70】
○介護保険特別会計繰出金	介護保険システム改修	801

■繰越明許費

○小学校校舎等維持管理経費	小学校トイレ洋式化改修(1校)	104,000	教育委員会事務局教育総務課
○中学校校舎等維持管理経費	中学校トイレ洋式化改修(5校)	453,000	教育委員会事務局教育総務課

■債務負担行為

○余呉まちづくりセンター指定管理料(R2～R3)		17,824	市民協働部市民活躍課
○同報系防災行政無線整備事業(R元～R3)		1,200,000	防災危機管理局

特別会計

第60号 令和元年度長浜市介護保険特別会計補正予算(第1号)	介護保険システム改修	2,182
第61号 令和元年度長浜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	処理施設機能診断調査委託、マンホールポンプ遠隔監視システム導入	44,850